

訂正

(配布日：令和7年2月14日)

変更前の電話申込受付期間

報道発表資料 **【誤】**

令和7年2月13日

相談日の前の週の月曜～相談日 京都市文化市民局

【正】

相談日の週の月曜～相談日

(担当 消費生活総合センター)
電話 075-366-2250)



消費生活総合センターにおける京都市民法律相談実施日変更

消費生活総合センターにて、京都市民法律相談を第2・4火曜及び木曜に実施していますが、「毎週、相談をできるようにしてほしい」という市民の皆様の御要望にお応えするため、令和7年4月3日から実施日を変更します。

【消費生活総合センターにおける京都市民法律相談】

	変更前	変更後
実施日	毎月第2・4火曜及び木曜	毎週木曜
実施時間	午後6時～8時	
相談方法	電話	
相談時間	1組当たり20分	
申込方法	インターネット、電話及び来所による事前予約制	
申込受付期間	〈インターネット予約〉 相談日前週の月曜～日曜 〈電話予約〉 相談日の 前 週の月曜～相談日 午前9時～午後5時	〈インターネット予約〉 相談日前週の金曜～日曜 〈電話予約〉 相談日の週の月曜～相談日 午前9時～午後5時
申込先	消費生活総合センター 〈インターネット〉 https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000088100.html 〈電話番号〉 075-366-3349	

(参考) 初回予約開始日程

	3/27 (木)	3/28 (金)	3/29 (土)	3/30 (日)	3/31 (月)	4/1 (火)	4/2 (水)	4/3 (木)
インターネット予約	相談日							
電話・来所予約								

※ 上記に係る予算については、令和7年2月市会において審議され、議決をもって確定します。